

いい 11 月 30 日は年金の日

確認しよう

年金のこと

毎年 11 月 30 日は、自分の年金記録や将来もらえる年金額を確認し、老後の生活設計を考える「年金の日」です。将来の生活を支える、大切な年金記録を確認してみましょう。

ねんきんネットで確認

24 時間、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンから自分の年金に関する情報を確認できるサービスです。利用には「ねんきんネット」への登録が必要です。

【できること】

- 年金記録の確認 ● 将来の年金見込額の試算 ● 電子版「ねんきん定期便」の閲覧・ダウンロード
- 年金保険料に関する各種通知書の閲覧・ダウンロード ● 各種年金手続き届書の作成 など

【利用できる方】

基礎年金番号を持っている方

ねんきんネット登録方法

【日本年金機構ホームページで登録】

年金手帳や年金証書などの基礎年金番号が確認できるものと、お持ちの方は「ねんきん定期便」に記載されたアクセスキーを用意し、登録申請を行ってください。



【マイナンバーカードで登録】

マイナポータルへログインし、マイナポータルトップページの「年金」から登録してください。
※初回登録可能時間帯は平日の午前 8 時から午後 11 時まで。基礎年金番号を持っていない方などは利用できない場合があります。



令和 8 年 10 月から「育児免除制度」開始

子どもを育てている国民年金第 1 号被保険者は、届出をすることで、所得に関係なく、**子どもが 1 歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除**されます。

※免除期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【対象となる方】

令和 7 年 11 月以降に生まれた子どもを育てている国民年金第 1 号被保険者の実父母・養父母（免除開始は令和 8 年 10 月以降）

※子どもと親子関係が継続しており、同一住所であることが必要です。

育児免除イメージ図

令和 7 年 11 月に生まれた子どもの場合、保険料が免除される月は令和 8 年 10 月のみです。



令和 9 年 1 月出産日					1 歳の誕生日の前月まで			
	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	...	12 月	1 月
実 母	産前産後免除期間				育児免除期間			
	出産予定月か出産月前月から 4 か月間							
実 父 (養父母)	育児免除期間							

マイナポータルから電子申請ができます

【対象手続き】

- 第 1 号被保険者加入の届出（厚生年金からの変更など） ● 付加保険料に関する届出
 - 産前産後免除に関する届出 ● 育児免除に関する届出
 - 国民年金保険料の免除・納付猶予申請、学生納付特例の申請 ● 口座振替納付に関する届出
- ※マイナポータル利用者登録が必要です。



問合先 保険年金課医療年金係 ☎ 35-4201 または 岩見沢年金事務所（9 西 3） ☎ 25-1570